◇**電気事業法等の一部を改正する等の法律の一部の施行期日を定める政令**（政令第三〇七号）（経済産業省）

電気事業法等の一部を改正する等の法律（平成二七年法律第四七号）附則第一条第二号に掲げる規定の施行期日は、平成二七年九月一日とすることとした。

◇**電気事業法施行令等の一部を改正する政令**（政令第三〇八号）（経済産業省）

一　電気事業法施行令の一部改正関係

1　あっせん及び仲裁

㈠　電力取引監視等委員会（以下「委員会」という。）が行うあっせん及び仲裁の対象となる契約等は、電力の取引に係る契約その他の取決め（その性質上あっせん又は仲裁をするのが適当でないものとして経済産業省令で定めるものを除く。）とした。（第二条の三関係）

㈡　委員会は、当事者の一方からあっせんの申請がなされたときは、その相手方に対し、遅滞なく、その旨を通知し、あっせんをするのに適当でない等と認めるときは、当事者に対し、遅滞なく、あっせんをしない旨を通知しなければならないものとした。（第二条の四関係）

㈢　委員会は、あっせんに係る紛争についてあっせんによる解決の見込みがないと認めるときは、あっせんを打ち切ることができるものとした。（第二条の五第一項関係）

㈣　委員会は、委員会の委員その他の職員の名簿を作成し、仲裁の申請があったときは、当事者に対して当該名簿の写しを送付しなければならないものとした。（第二条の六及び第二条の七第一項関係）

㈤　当事者は、その合意により仲裁委員となるべき者を選定したときは、その者の指名を㈣の名簿の写しの送付を受けた日から二週間以内に委員会に対し通知しなければならないものとした。（第二条の七第二項関係）

㈥　仲裁委員は、仲裁を行う場合において必要があると認めるときは、当事者の一方からの申出により、その相手方の所持する当該仲裁に係る事件に関係のある文書又は物件を提出させることができることとした。（第二条の一〇関係）

㈦　委員会によるあっせん及び仲裁の手続は、公開しないこととした。（第二条の一一関係）

2　権限の委任

電気事業法第一一四条第一項の政令で定める規定は、同法第一九条第一項等の規定とする等、権限の委任に係る規定を整備することとした。（第九条関係）

二　行政機関職員定員令の一部改正関係

経済産業省の定員を、八、〇二一人とすることとした。（第一条関係）

三　職員の退職管理に関する政令の一部改正関係

別表第一に委員会事務局を追加することとした。（別表第一関係）

四　行政機関職員定員令の一部を改正する政令の一部改正関係

特例期間における経済産業省の定員を、八、〇八一人とすることとした。（附則第二項関係）

五　経済産業省組織令の一部改正関係

資源エネルギー庁電力・ガス事業部及び同部政策課の所掌事務から、委員会の所掌に属するものを除くこととした。（第一〇九条第一号及び第一二五条第二号関係）

六　施行期日

この政令は、電気事業法等の一部を改正する等の法律（平成二七年法律第四七号）附則第一条第二号に掲げる規定の施行の日（平成二七年九月一日）から施行することとした。

◇**電力取引監視等委員会令**（政令第三〇九号）（経済産業省）

1　電力取引監視等委員会（以下「委員会」という。）に、あっせん又は仲裁に参与させるため、特別委員を置くことができることとした。（第一条関係）

2　委員会に、専門の事項を調査審議させるため、専門委員を置くことができることとした。（第二条関係）

3　委員会の事務局に三以内の課を置くこととし、委員会の内部組織の細目は経済産業省令で定めることとした。（第三条関係）

4　この政令に定めるもののほか、議事の手続その他委員会の運営に必要な事項は、委員長が委員会に諮って定めることとした。（第四条関係）

5　この政令は、電気事業法等の一部を改正する等の法律（平成二七年法律第四七号）附則第一条第二号に掲げる規定の施行の日（平成二七年九月一日）から施行することとした。

◇**株式会社海外通信・放送・郵便事業支援機構法の施行期日を定める政令**（政令第三一〇号）（総務省）

株式会社海外通信・放送・郵便事業支援機構法（平成二七年法律第三五号）の施行期日は、平成二七年九月四日とすることとした。

◇**株式会社海外通信・放送・郵便事業支援機構法の施行に伴う関係政令の整備に関する政令**（政令第三一一号）（総務省）

1　関係政令の整備

株式会社海外通信・放送・郵便事業支援機構法（平成二七年法律第三五号。以下「法」という。）の施行に伴い、次に掲げる政令の規定において、株式会社海外通信・放送・郵便事業支援機構を追加することとした。（第一条～第六条関係）

㈠　国家公務員退職手当法施行令（昭和二八年政令第二一五号）第九条の二及び第九条の四

㈡　自衛隊法施行令（昭和二九年政令第一七九号）別表第一〇

㈢　国家公務員共済組合法施行令（昭和三三年政令第二〇七号）第四三条第一項及び第二項

㈣　地方公務員等共済組合法施行令（昭和三七年政令第三五二号）第三九条第五号及び第四三条第六項第五号

㈤　職員の退職管理に関する政令（平成二〇年政令第三八九号）第二条及び第三一条

㈥　行政執行法人の役員の退職管理に関する政令（平成二〇年政令第三九〇号）第一七条

2　この政令は、法の施行の日（平成二七年九月四日）から施行することとした。

◇**株式会社海外通信・放送・郵便事業支援機構法第五条第三項の倍数を定める政令**（政令第三一二号）（総務省）

1　株式会社海外通信・放送・郵便事業支援機構の借入金及び社債発行の限度額を得るために当該機構の資本金及び準備金の額の合計額に乗じる倍数は、一とすることとした。（本則関係）

2　この政令は、株式会社海外通信・放送・郵便事業支援機構法（平成二七年法律第三五号）の施行の日（平成二七年九月四日）から施行することとした。